

大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例

この特例は、大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率に関し、必要な事項を定める。

1. 用語

この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分割比率 当該株式の分割後の発行済株式の総数を当該分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (2) 併合比率 当該株式の併合後の発行済株式の総数を当該併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (3) 1単元の株式の数の変更比率 1単元の株式の数の変更において、1単元の株式の数の変更前の1単元の株式の数を当該変更後の1単元の株式の数の数で除して得た数をいう。
- (4) 大幅な株式分割等が行われた株券 平成13年10月1日以降行われた株式の分割若しくは併合又は1単元の株式の数の変更(ただし、証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録される前に行われたものを除く。)について、それぞれ行われる都度算出された当該分割比率若しくは当該併合比率又は当該1単元の株式の数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数(「分割等による調整率」という。以下同じ。)が100以上となる株券をいう。

2. 分割等による調整率の変更日

機構は、株式の分割又は併合にあっては当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日に、1単元の株式の数の変更にあつては変更日に、分割等による調整率の変更を行うこととする。

3. 大幅な株式分割等が行われた株券に係る振替手数料及び保管手数料の各徴収料率

(1) 振替手数料の徴収料率

手数料及びその料率 1.(1)株券(注)1.に定める料率に、100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額

(2) 保管手数料の徴収料率

手数料及びその料率 1.(1)株券(注)1.に定める料率に、100を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額。ただし、株式の分割又は併合が行われた場合の当該基準日の翌日又は当該株券提出期日の翌日から効力発生日の前日までの間における徴収料率については、手数料及びその料率 1.(1)株券(注)1.に定める料率に、100を分割等による調整率を変更する前の当該調整率で除して得た数(当該除して得た数が1を超えるときは、1)を乗じて得た額

附 則

この特例は、平成16年8月1日から施行し、平成16年4月1日以降の手数料の料率について適用する。